

平成 29 年度 文京区障害者就労支援センターの事業について

I. 概要

1. 所在地 〒113-0033 文京区本郷 4-1 文京区民センター 1 階
電話 03-5805-1600 FAX03-5805-1601 メール daihyo@bunkyo-shuroushien.jp
2. 種 別 東京都「区市町村障害者就労支援事業実施要綱」に基づく事業
3. 活動時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00（予約相談は 18 時まで）※祝日・年末年始を除く
土曜開所（第 4 土曜日、変更あり）
4. 受託事業者 特定非営利活動法人 日本就労支援センター
5. 対 象 文京区在住の障害のある方、及び企業
6. 組織・職員体制 支援員 7 名（所長 1 名）、事務 2 名（ハートフル工房担当 1 名、手話通訳者 1 名）
※所有資格：社会福祉士 1 名、精神保健福祉士 1 名、キャリアコンサルタント 3 名、産業カウンセラー 2 名
CDA 1 名、キャリアカウンセラー 1 名、衛生管理者 1 級、教員免許 2 名、手話検定 1 級 1 名
7. 対象者の状況

登録者 444 人 (227)	※()は企業就労者 身体 54 人 (25)、知的 147 人 (98)、精神 233 人 (102)、手帳なし 10 人 (2)	
新規就労者数 (28 年度)	43 人 (身体 7 人、知的 7 人、精神 29 人)	
離職者数 (28 年度)	35 人 (身体 2 人、知的 13 人、精神 20 人)	
支援件数 (28 年度)	就労支援	4,967 件
	生活支援	810 件

(平成 29 年 3 月 31 日時点)

II. 事業の基本方針

- ・障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、文京区障害福祉計画に沿った地域での就労支援を実現します。
- ・福祉と雇用の専門性をもって、対象者の自己決定・自己実現への丁寧な支援を行います。
- ・一人ひとりの「働く」とその人の「キャリア」を大切にされた支援を行います。
- ・障害者就労に関する情報を収集し発信する地域の障害者就労の拠点となります。

III. 運営計画

【平成 29 年度の重点項目】

① 精神障害のある人への就労支援の体制強化

精神障害のある人の登録者の増加、精神障害者雇用義務化（平成 30 年）に伴う法定雇用率の見直し、精神障害のある人の地域包括ケアなどを踏まえ、今後本格化する精神障害のある人の就労支援に向けての支援の専門性とコーディネート力の強化。

② 就労支援サービスの標準化と平準化

就労支援のサービスの質向上をはかるための支援の標準化と平準化に取り組む。また、インタビュー・アセスメントについては、時代の変化、働き方の変化に対応した新たな手法の開発を行い、一人ひとりが主体的に意思決定しキャリアを形成していくことを大切に扱う。

③ 中小企業の障害者雇用促進

中小企業の障害者雇用促進はなかなか進まない現状があるが、国・都の施策と連携して身近な地域で工夫し取り組むことによって、文京区に所在する事業所にとって障害者雇用が取り組みやすい地域を目指す。

(各事業内容)

1. 就労支援

就労支援では地域の就労・生活関連機関と連携し、障害のある人の生涯に渡るキャリア支援の視点に立って、本人主体の質の高い就労支援を提供する。また、就労した人の定着支援では、職場環境調整、職場の変化にともなう支援やキャリアに関する悩みなど、雇用継続に向けた対象者・職場への有効な定着支援を行う。

[おもな業務]

職業相談、就職活動の支援、職業訓練、職業ガイダンス、職業検査、キャリアカウンセリング
会社見学、職場実習、企業内支援、定着支援、課題がある場合の随時支援、離職の支援、各種雇用関連の手續支援

(ポイント)

- ・職業ガイダンス方式の改善、職業情報の拠点化
- ・インターク、アセスメント方法の見直し
- ・支援の質向上の取り組み、標準化と平準化
- ・区役所インターンシップの改善
- ・支援者の企業実習体験プログラム

2. 生活支援

働く障害のある人の生活に関する様々な課題を地域の関係機関と連携し支援する。問題解決的な発想でなく、本人主体のその人らしいライフキャリアの実現、生活の質をともなう職業生活の支援を目指す。また、基幹相談支援センターや保健師、地域の関係機関と連携し、生活課題のある方を地域全体で支えていく。

[おもな業務]

日常生活支援(出勤準備、通勤生活リズムの調整等)

不安や悩みの解消(対人関係相談、福祉サービス利用援助等)

豊かな社会生活を築くための支援(余暇の過ごし方、金銭の使い方等)

将来設計相談(自活、結婚、出産、等自己選択・自己決定に関する相談)

定年退職や高年齢による退職後の地域生活についての相談

(ポイント)

- ・関係機関との連携とコーディネート力強化、ソーシャルワーク機能
- ・定着支援のあり方についての検討

3. 企業支援

障害者雇用が進む中で企業支援の必要性が高まっている。特に、精神障害のある人や発達障害のある人の採用や雇用管理は、企業への適切な情報提供とサポートが職場定着に大きく影響する。地域の障害者就労支援の拠点として区内企業へのサポートを行う。特に中小企業の障害者雇用促進への支援には担当者を設置し重点的に取り組む。

[おもな業務]

企業へのアドバイス・助言、商工会議所との連携(パンフレット配布、講演会、相談会等)

障害者雇用促進セミナー(ハローワークと共催)、雇用体験助成制度の見直し

(ポイント)

- ・区内中小企業の雇用促進へのサポート
- ・合理的配慮、雇用管理等、企業支援における専門性向上

4. 事業所ネットワーク

地域の就労関係機関がネットワークを形成し、障害のある人の「働く」を地域全体で支えていく仕組み作りを行う。これは将来に向けた地域の就労支援の人材育成の場でもある。

[おもな業務]

事業所ネットワーク①企業就労（就労支援者研修会）②福祉就労（じょぶ〜る文京（共同受注ネットワーク）

文の京ハートフル工房（自主製品販売会）の事務局

ネットワーク・連携に関係する各種会議体への参加

5. 余暇支援

職業生活において余暇活動は職業生活の質とも関係する。又、安定した職業生活を続けるためのストレス対処行動として支援において日頃から重視する。アセスメントや相談の中での余暇の状況の聴き取りを行い、余暇活動の情報提供などを行う。

[おもな業務]

たまり場、生活講座、フリースペース（ラウンジ）

（ポイント）

- ・たまり場の企画の見直し
- ・生活講座の内容充実
- ・登録者にとっての第三の場

6. 文京区障害者地域自立支援協議会就労専門部会

文京区障害者地域自立支援協議会就労専門部会の事務局として同会を企画運営する。地域の就労支援に関する課題を関係者が話し合う機会とする。

7. 広報活動

文京区障害者就労支援センターの存在を知っていただくために計画的な広報活動を行う。広報活動を通して、「障害のある人が働くこと」があたりまえの地域を目指して地域の人々に向けての理解啓発に取り組む。広報活動の目的は以下の視点が重要であり、中長期的な取り組みでもある。

- ・区民（地域全体）が障害のある人が「働く」ことを知る（理解する）ことで、地域全体のサポート力（地域力）を引き出すこと。
- ・障害のある方が就労支援を知ること、職業へのアクセスが身近になる。

パンフレットの配布（区関連施設に随時）

文の京ハートフル工房関連のチラシ（区関連施設に随時）

季刊紙『文京区障害者就労支援センター通信』の発行（年4回）

就労支援講演会の実施（年1回）

8. その他

- ・ハローワーク、障害者職業センター、東京しごと財団他労働関連機関との連携
- ・区外就労支援関係機関との連携
- ・企業関係団体との連携

以 上